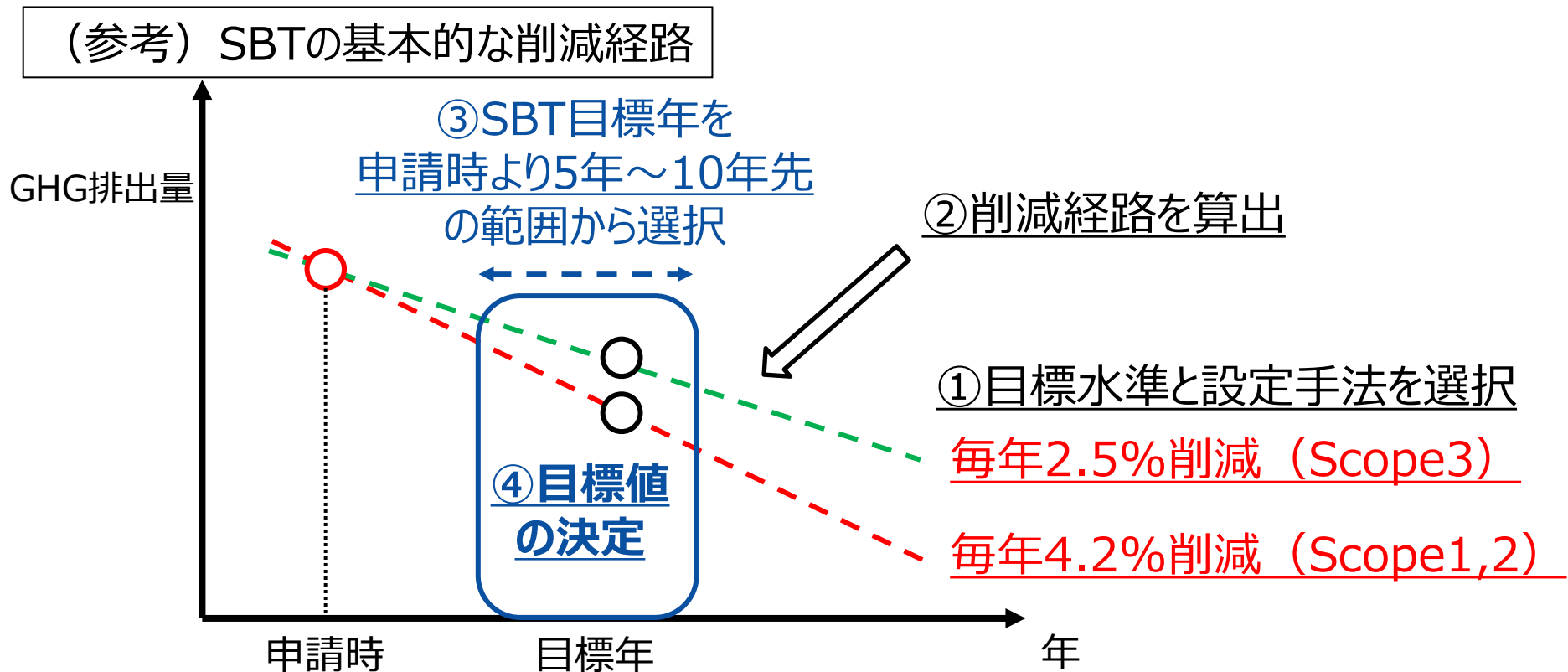

7. SBTの認定基準

- SBTの削減目標設定は下記の経路が基本となる
 - Scope1,2及びScope3（該当する場合）について目標設定の必要がある
 - Scope1,2の目標は、セクター共通の水準としては「**総量同量**」削減とする必要がある
 - Scope3の目標は、以下のいずれかを満たす「**野心的な**」目標を設定する
（総量削減か原単位削減、あるいはサプライヤー/顧客エンゲージメント目標）
 - 事業セクターによっては、セクターの特性を踏まえた算定手法も用意されている（**SDA**）



SBT設定の基準概要 1/2



項目	内容
バウンダリ(範囲)	企業全体（子会社含む）*のScope1及び2をカバーする、すべての関連するGHGが対象
基準年・目標年	<ul style="list-style-type: none">基準年はデータが存在する最新年とすることを推奨（未来の年を設定することは認められていない）目標年は申請時から最短5年、最長10年以内**
目標水準	最低でも、世界の気温上昇を産業革命前と比べて 1.5℃ 以内に抑える削減目標を設定しなければならない →SBT事務局が認定するSBT手法（2手法）に基づき目標設定 →総量同量削減の場合は 毎年4.2%削減
	Scopeを複数合算（例えば1+2または1+2+3）した目標設定が可能。ただし、Scope1+2及びScope3でSBT水準を満たすことが前提
	他者のクレジットの取得による削減、もしくは削減貢献量は、SBT達成のための削減に算入できない

*親会社もしくはグループのみの目標設定を推奨。ただし、子会社が独自に設定することも可能。

**長期目標（例えば2050年目標）の提出も推奨。

項目	内容
Scope2	再エネ電力を1.5℃シナリオに準ずる割合で調達することは、Scope2排出削減目標の代替案として認められる
Scope3	<ul style="list-style-type: none"> • Scope3排出量がScope1+2+3排出量合計の40%以上の場合にScope3目標の設定が必須 • Scope 3 排出量全体の2/3をカバーする目標を、以下のいずれかまたは併用で設定すること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 総量削減：世界の気温上昇が産業革命以前の気温と比べて、2℃を十分に下回るよう抑える水準（毎年2.5%削減）に合致する総量排出削減目標 ✓ 経済的原単位：付加価値あたりの排出量を前年比で少なくとも7%削減する経済的原単位 ✓ 物理的原単位：部門別脱炭素化アプローチ内の関連する部門削減経路に沿った原単位削減。もしくは、総排出量の増加につながらず、物量あたりの排出量を前年比で少なくとも7%削減する目標 ✓ サプライヤー/顧客エンゲージメント目標：サプライヤー/顧客に対して、気候科学に基づく排出削減目標の設定を勧める目標
報告	企業全体のGHG排出状況を毎年開示
再計算	最低でも5年ごとに目標の見直しが必要

(必須事項)

- **親会社もしくはグループのみが目標を提出することを推奨。**親会社はGHGプロトコルの企業範囲で定義されるすべての子会社の排出を目標に含めなければならない。親会社と子会社の両方が目標を提出している場合は、親会社の目標に子会社の排出量が含まなければならない。
- GHGプロトコル企業基準において必要とされるすべての温室効果ガスについてカバーすること。

(推奨事項)

- 企業範囲は、企業の財務会計において使用されている組織範囲と一致することを推奨。

【補足】GHGプロトコルにおける企業範囲とは？



- グローバルルール（GHGプロトコル）では、自社＝自グループ
- 「支配力基準」と「出資比率基準」の2種類のグループ範囲がある

【支配力基準】

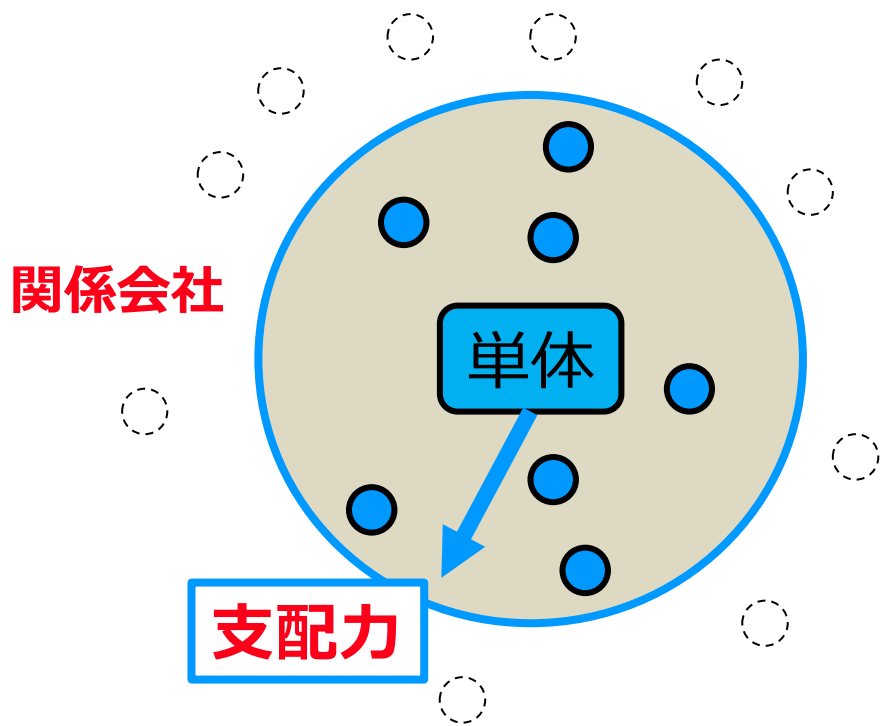
- 関連会社の中で、
 - 支配力を及ぼしている先については、相手先企業の排出量の100%を自社の排出量として計上、
 - 支配力を及ぼしていない先については、相手先企業の排出量は、自社の排出量と見なさない、とする考え方。
 - 「支配力」は、株式保有割合を基準とする「**財務支配力**」と、実質的な経営の意思決定への影響力を基準とする「**経営支配力**」に分類される。
 - 連結対象までを自社とする場合は、「財務支配力基準」に該当。
- ⇒ 企業範囲について**自社＋連結対象事業者**と考えればよい

【出資比率基準】

- 株式保有している企業全てについて、対象企業の排出量の出資比率相当分を自社の排出量とする考え方。

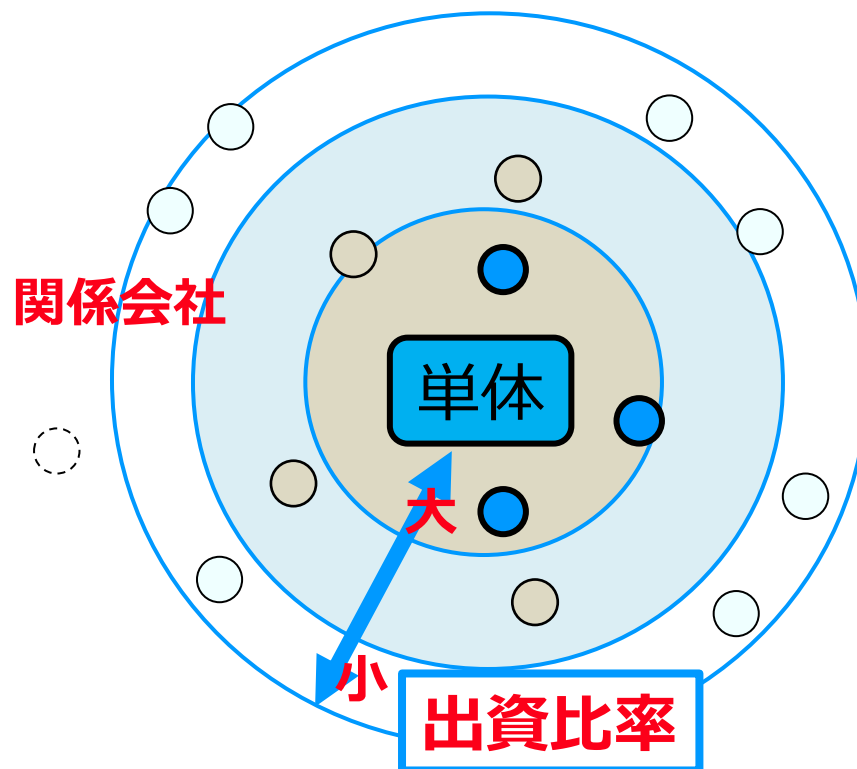
支配力基準

(財務支配or経営支配の2種)



支配力内の関係会社の排出量は
100%自社分に計上
(支配力外は0%計上)

出資比率基準



出資先の排出量は、出資比率に
比例して自社分として計上

(必須事項)

- GHGプロトコル企業基準に則った、**企業全体（子会社含む）のScope1,2排出量をおさえる**必要がある。
- Scope1,2排出量の5%まで（実績と目標の両者）を除外してもよい。ただし、除外の理由については説明が必要。
- **企業のScope3排出量がScope1,2,3を合わせた量の40%以上を占める場合、Scope3目標の設定が必要**。また、天然ガスやその他化石燃料の販売や配送に関わっている企業は、自社のScope1,2,3合計排出量と比較したこれらの排出量比率に関係なく、販売した製品由来のScope3目標の設定が必要。
- Scope3目標は、GHGプロトコル企業バリューチェーン（Scope3）算定報告基準に則り、**Scope3全体の少なくとも2/3をカバー**する、排出削減目標とサプライヤー/顧客・エンゲージメント目標のいずれかまたは双方の併用で、設定する必要がある。

(推奨事項)

- Scope3の最小バウンダリの対象とはならない排出を削減する目標は必須ではないが、排出量が多い場合には設定を推奨する。これにはエンドユーザーの行動に影響を及ぼす目標（例、啓蒙活動）や法人顧客にSBTの採用を促進する目標（例、顧客エンゲージメント目標）が含まれる。企業は、これらの排出をScope3の目標範囲に含めることができるが、P.143の4項目目で定義される2/3の閾値に含めることはできない。つまり、これらの目標は、企業のScope3目標を超えるものとして扱われる。直接および間接使用段階で排出量を発生させる製品の一覧に関しては、GHGプロトコルScope3基準を参照。

(必須事項)

- 目標は、最新の方法やツールによって計算されていなくてはならない。古いバージョンのツールや方法を利用して計算した目標については、改訂または関連する部門別ツールの発行後6か月以内に正式提出をしたときのみ有効。

(必須事項)

- 企業は基準年の排出量やSBT達成の度合を検証するために、GHGプロトコルScope2ガイダンスの**ロケーション基準、マーケット基準のどちらを利用して**いるのかを開示する必要がある。なおSBTの設定と進捗の把握には、同一のScope2算定アプローチを使用するものとする。
- GHGプロトコル企業バリューチェーン（Scope3）算定報告基準に則り、Scope3各カテゴリの割合を調べるため、すべての関連するScope3カテゴリのScope3スクリーニングを実施する必要がある。
- **他者のクレジット（排出権）の取得による削減（カーボンオフセット）は、企業のSBT達成のための削減に算入できない。**ただし、SBT達成を超えた貢献をしたいという場合のみ、認める。
- **削減貢献量**（従来使用されていた製品・サービスを自社製品・サービスで代替することによる、サプライチェーン上の「削減量」）は、企業のインベントリそのものではないため、**目標設定に算入するのは不可。**

【補足】Scope2排出量の報告方法



- 基準年の排出量を算定する際は、GHGプロトコルScope2ガイダンスのロケーション基準又はマーケット基準のどちらか一方を選択
- 国・地域によらず基準は統一する必要がある
- マーケット基準を選択したものの、マーケット基準で適用する排出係数がない国・地域（電力自由化等が未実施）は、自動的にロケーション基準の排出係数となる

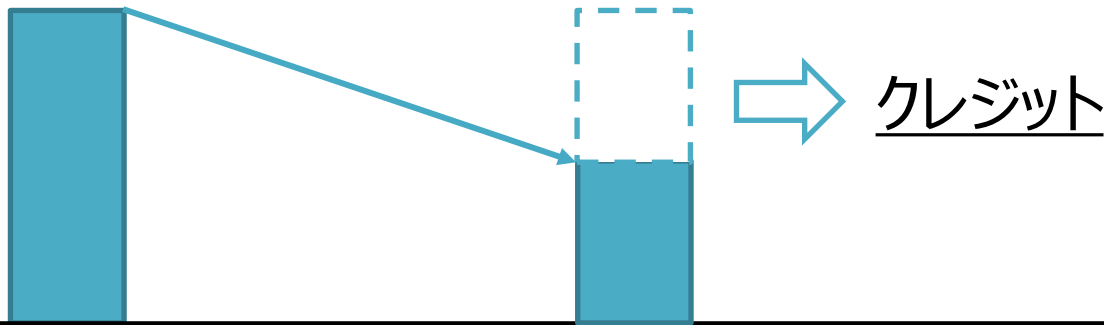
報告方法	適用する排出係数
ロケーション基準手法	系統網平均の排出係数 （地域、国などの区域内における発電に伴う平均の排出係数）
マーケット基準手法	契約に基づく排出係数

【補足】クレジットを取得した削減について

- クレジット（排出権）とは、あるプロジェクト（排出削減対策）を実施したことによって発生する、**認定されたベースラインからの削減分、又は定められた排出枠（キャップ）からの削減分を取引できるようにしたもの。**
- 他者のクレジットを自社に移転する行為は、地球全体の排出量は削減したことにはならない。つまり、他者のクレジットを取得することによる自らの削減は、総量削減を求める**SBT達成のための削減には使えない**という整理。
- ただし、SBTが要求する以上の削減を実施し、排出量をゼロ（カーボン・ニュートラル）を目指す企業がクレジットを使うことは支持。

ベースライン排出量
(削減対策を行わなかった場合
の架空の排出量)

プロジェクト排出量
(削減対策を行った場合の
現実の排出量)



他社に移転ができるが、
地球全体の排出量は
減らない

※なお、経済産業省、環境省、農林水産省が運営するJ-クレジット制度の内、**再エネ電力・再エネ熱由来のJ-クレジットはSBTの目標達成において再エネ調達量として報告可能。**

(必須事項)

- **バイオエネルギーの燃焼、加工、流通段階でのCO2排出量、バイオエネルギー原料に関連する土地利用からの排出や除去については、企業のGHGインベントリと分けて報告することが必要。**また、バイオエネルギーの燃焼、加工、流通段階でのCO2排出量、バイオエネルギー原料に関連する土地利用からの排出や除去については、(Scope1,2、そして/または該当する場合はScope3について) **SBTを設定する際の目標バウンダリ、目標の進捗を報告する際のバウンダリに含めることが必要。**
- 土地関連排出量の算定については、直接的な土地利用変化 (LUC, land use change) によるCO2排出量と、土地利用管理からのN2OとCH4排出を含む非LUC排出を含むことが必要。間接的な土地利用変化に関連する排出を含めることは任意。企業はバイオエネルギー算定についての追加のGHGプロトコルガイダンスが公表された場合、本要件への遵守を維持するべく、これに従うことが期待されている。

(推奨事項)

- SBT事務局は、輸送用のバイオ燃料を使用または生産している企業については、土地関連の排出量と除去量が該当するバイオ燃料生産のものであることを開示する際に、バイオエネルギーのGHG算定について公認のバイオ燃料認証によって裏付けることを推奨する。
- SBT事務局は、企業が直接的な生物由来CO₂排出量と除去量について、それぞれ別に報告することを推奨している。バイオエネルギーに関わるCO₂の排出量と除去量については、P.149の要件に基づくと最低限でもネット（差し引き後）排出量にて報告することが必須であるが、バイオエネルギー原料からの総排出量と総除去量についても別々に報告することが推奨されている。

(必須事項)

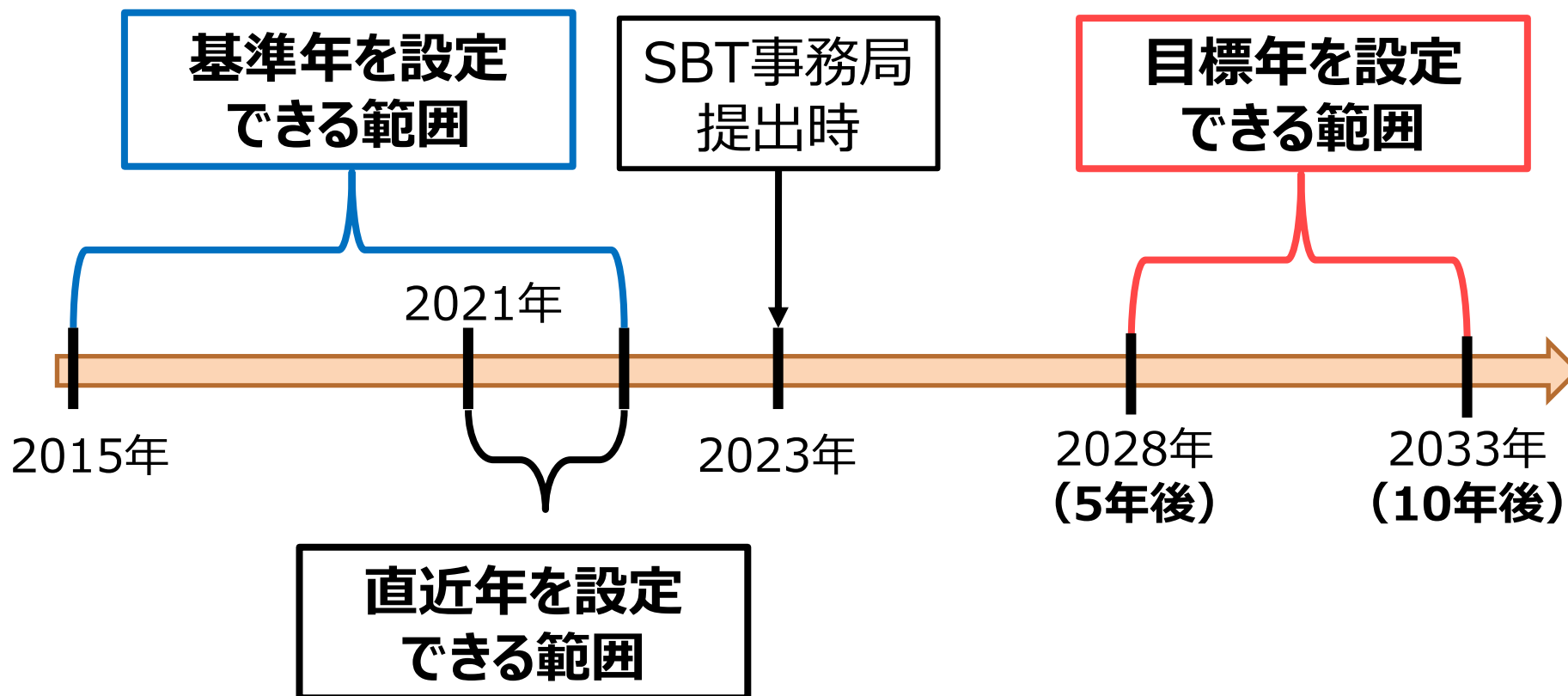
- 目標はSBT事務局への**申請時から5年以上先、10年以内**の目標である必要がある。基準年については、2015年より前を選択してはならない。
※2022年前期に提出したものは2026-2031年が選択可能であり、2022年後期については2027-2032年が選択可能。
- 最低限の目標水準は、直近年から2050年までの間に、直線的な総量削減、直線的な原単位削減、または直近年から2050年までの間に原単位が収束する（そして総量排出量や原単位排出量が増加しない）ことを想定し、2050年にネットゼロに達することと整合している。

(推奨事項)

- 短期目標に加えて、最長で2050年までの長期目標を設定することを推奨。提出日から10年以上を対象とする目標は長期目標と見なされる。長期目標は、世界の気温上昇を産業革命以前と比べて、1.5℃を十分に下回るよう抑えるために必要な脱炭素化の水準と一致していなければならない。
- すべての短期目標について、同じ基準年を用いることを推奨。

- 基準年と直近年、目標年のイメージ

(排出量のデータが
存在する直近年を基準年
とすることを推奨)



(必須事項)

- 少なくともScope1および2の目標は、**世界の気温上昇を産業革命以前と比較して1.5°C以内に抑える水準**でなければならない。
- 総量目標は、少なくとも1.5°C目標に基づく排出シナリオと最低でも同程度の水準であることが必要。
- Scope1,2の原単位目標は、セクター別の1.5°C削減経路（部門別脱炭素アプローチ(Sectoral Decarbonization Approach : SDA)）によってモデル化された場合にのみ有効。

(推奨事項)

- SBT事務局としては、最も早く累積排出が最も少ない削減シナリオの利用を推奨。

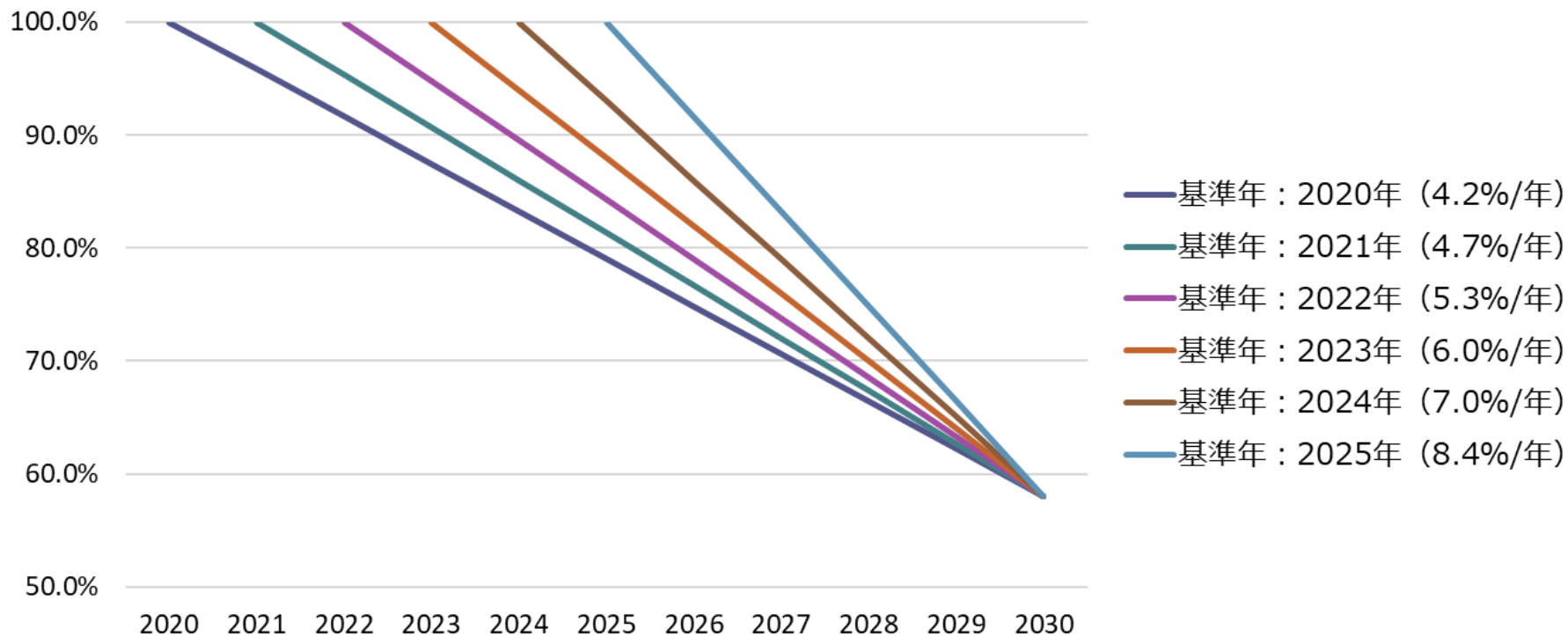
※2021年以降を基準年とする場合、2020年を基準年とした場合と同等の削減率の目標を設定しなければならない

【補足】2021年以降を基準年とする場合の目標値の考え方



- 4.2%/年という削減率を不変とすると、目標年を固定した場合には基準年（及び直近年）を先に延ばすほど、目標達成に必要な削減量を少なくすることができる。
- これを避けるため、SBTでは2021年以降を基準年とした場合には、2020年を基準年とした場合と同等の削減が求められる。

2030年を目標年とした場合の基準年と目標値の関係



(必須事項)

- 少なくともScope3の目標は、**世界の気温上昇を産業革命以前と比較して2℃を十分に下回る水準に抑えるもの**なければならない。
- サプライヤー/顧客に対して、気候科学に基づく排出削減目標の設定を勧める企業目標は、以下の要件が満たされたときに認められる。
 - ✓ 企業は、上流または下流の関連があり確実性のあるカテゴリについて目標の設定が可能。
 - ✓ 関連する上流または下流カテゴリの排出量の何%がエンゲージメント目標によってカバーされるか、SBT事務局に報告しなければならない。排出量が不明の場合は、年間の調達金額の何%が目標に含まれるかについて情報を記載しなければならない。
 - ✓ 目標は、SBT事務局に正式に提出された日から**遅くとも5年以内に達成する必要がある**。
 - ✓ サプライヤー/顧客は、SBT事務局の資料に沿って気候科学に基づいた排出削減目標を設定しなければならない。

(推奨事項)

- サプライヤーがSBT目標を設定する際に、SBTガイダンスやツールを使用することを推奨している。**サプライヤーの目標の認定取得は必須ではないが、推奨される。**

(必須事項)

- Scopeを複数合算(例えば1+2、または1+2+3)した目標設定が可能。ただし、Scope1+2は1.5℃シナリオと、Scope3は2℃を十分に下回るシナリオと整合することが必要。
- **再エネ電力を1.5℃シナリオに準ずる割合で積極的に調達する目標は、Scope2排出削減目標の代替案として認められる。** SBT事務局は、RE100の推奨事項に沿って、このアプローチにおける再生可能電力閾値（総エネルギー使用量に対する再生可能エネルギー割合）を、**2025年までに80%、2030年までに100%とする**こととしている。既にこの基準値以上の電力を調達している企業は、再生可能エネルギー使用割合を維持または増加させる必要がある。

(推奨事項)

- SDAを用いる企業は、熱と蒸気による排出を直接排出（Scope1）として計算することを推奨。
- 目標年における電力の排出係数を設定することが必要な場合、電力セクターも2℃を十分に下回るシナリオに沿ったSBT水準の排出削減を行うことを想定して、設定することを推奨。

(必須事項)

- 天然ガスまたはその他の化石燃料製品を販売、輸送、流通している企業は、自社のScope1,2,3合計排出量と比較したこれらの排出量比率に関係なく、世界の気温上昇を産業革命以前と比べて、1.5℃に抑えるために必要な脱炭素化レベルと一致する、短期及び長期の販売した製品由来のScope3目標の設定が必要。顧客・エンゲージメント目標の設定によってこれを満たすことはできない。
- 石油、天然ガス、石炭、その他の化石燃料の探査、抽出、採掘、そして/または生産を行っている企業は、これらの活動から得られる売上の割合にかかわらず、現時点では目標の審査を受けることができない。売上の50%以上を化石燃料から得ている企業は、現時点では目標の審査を受けることができず、該当セクターの方法論が公表された後はそれに沿うことが必要である。

(必須事項)

- 企業は、セクター別ガイダンスが公開されてから遅くとも6か月経過後については、該当するセクター別手法やガイダンスに示された目標設定の際の要求事項や最低限の削減水準について、必ず遵守しなければならない。

(必須事項)

- 企業は企業全体のGHG排出量インベントリと公表した目標に対する**進捗を年に1度報告**しなくてはならない。
- 最新の気候科学とベストプラクティスとの整合性を確実にするために、**最低5年ごとに目標の見直しを行い**、必要に応じて再計算、再検証を受けなければならない。2020年までに承認された目標を持つ企業は、最長でも2025年までに再検証をしなければならない。再計算が必要な、既に承認された目標を持つ企業は、再提出時に適用可能な最新の基準に従わなければならない。
- 目標が承認された企業は、承認日から6か月以内にSBTi ウェブサイトで目標を公開する必要がある。他の公開時期についてSBTiとの合意がされていない限り、6か月後に発表されていない目標は再度承認プロセスを経なければならない。

(推奨事項)

- インベントリや進捗状況の開示場所について、公開である限り特定の要件はない。推奨としてはCDP質問書への回答、または年次報告、サステナビリティ報告書、企業のウェブサイトなど。
- **既存の目標との関連性や一貫性を損なう可能性がある重大な変更を反映するために、必要に応じて目標を再計算する必要がある。**以下の変更は目標の再計算が必要となる一例である。
 - ✓ Scope3排出量がScope1,2,3合計排出量の40%以上になる
 - ✓ インベントリまたは目標範囲における除外排出量の大幅な変化
 - ✓ 企業の構造や活動の大幅な変更(例えば、買収、売却、合併、仕事の企業内部化、外注、商品またはサービス提供の変更)
 - ✓ 基準年排出量の大幅な見直しまたは成長予測などの、目標を設定するために利用されたデータの変更 (例えば、大規模な間違いを見つけたり、小さな間違いが積み重なって大きな規模の修正になっているもの)
 - ✓ SBT目標を設定する際に使用される予測/前提に対するその他の重要な変更
- SBT事務局は、企業が毎年目標に関連する予測の有効性を確認することを推奨。重要な変更はSBT事務局に通知し、該当する場合は重大な変更について公表する必要がある。